

監査報告書

令和7年5月30日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

監事

岩田 健一郎 

監事

伊藤 雅典 

私たちは、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、同法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は下記のとおり翌年度以降要検討すべき事項があるものの、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

（前理事長からの仮受金）

令和5年度における監査報告書において記載の前理事長からの仮受金について、令和6年度においても解消がされず貸借対照表に計上され、また、関連当事者取引として注記が継続している状況にあります。本法人では、改めて前理事長との関係遮断を進めている最中であり、当該仮受金についてもその解消に向けて検討を行い、速やかに対処することが求められます。

（前理事長への特別指導料のキャッシュバック）

前理事長への特別指導料のキャッシュバックが令和5年度に行われていたこ

とが発覚し、令和6年度に経理規程等の改訂含め、再発防止策を策定しています。法令や学内規程の遵守については、教職員の遵法（コンプライアンス）精神が根幹をなすことから、継続して、教職員のコンプライアンス精神の醸成に努める必要があります。

（経営改善計画の遂行と令和7年度以降の資金繰り）

令和7年1月に、私立大学等経常費補助金の6年連続不交付が文部科学省から決定されました。引き続き、資金繰りを注視する状況が継続すること、特に経常費補助金の復活に向けて、策定した経営改善計画の着実な遂行と当該計画の実行状況の文部科学省への適切な説明・報告を行っていく必要があります。

以 上